

令和 7 年度 E-マウンテンバイク導入支援事業費補助金交付要領

愛媛県自転車新文化推進協会（以下「協会」という。）の交付する E-マウンテンバイク導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、愛媛県補助金等交付規則（平成 18 年愛媛県規則第 17 号）及び令和 7 年度 E-マウンテンバイク導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

1 目的

欧州リゾート地で主体となっている E-マウンテンバイクの取組みを全県下に波及させ、多様なサイクリング環境の形成や国内外からの更なるサイクリング観光需要を喚起するため、県内地方公共団体(市町)及び県内に本社又は事業所を有する事業者等を対象に、E-マウンテンバイク導入に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 事業内容

(1) 補助対象事業

原則、県内で E-マウンテンバイクを用いたツアー造成等を行っている、又は予定している以下の者とする。

ア 県内市町（観光協会等の外郭団体、関係団体を含む）

イ 県内に本社又は事業所を有する法人

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可を受けた者

ウ 県税に未納がある者

(2) 対象経費

E-マウンテンバイク購入経費(防犯登録費用、付属品、TS マーク付帯保険加入費等)

(3) 補助対象車両

以下の要件をすべて満たすものとする。

ア 国家公安委員会（警察庁）において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品等、道路交通法の基準に適合したものとする。

イ TS マーク付帯保険または、自転車損害賠償保険に加入するものとする。

ウ 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）第 12 条第 3 項」に基づき、愛媛県公安委員会より実施団体として指定を受けた、(公社)愛媛県防犯協会連合会、愛媛県自転車商協同組合が防犯登録業務を委託する、自転車販売店で防犯登録をおこなうものとする。

エ 自転車納品日が交付決定日から令和 8 年 2 月 27 日までの車両であること。

(4) 事業期間

補助事業の事業期間は、交付決定後から令和 8 年 2 月 27 日までとし、遅くとも令和 8 年 3 月 10 日までに要綱第 8 条の実績報告を実施するものとする。

補助対象事業が令和 8 年 2 月 27 日までに完了しない場合は、その事実が明らかになった時点で速やかに協会へ相談し、その判断に従うこと。

(5) 国等補助との併用

国補助及びその他の補助（国等補助）との併用を可能としており、補助金交付申請書の収支予算書及び実績報告書の収支決算書においてその旨明記すること。

※協会補助と国等補助の総額が、車両価格を超えることは不可。

3 申請書の受付期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月25日（金）

※予算に残額が生じた場合、以降の期間で随時募集予定

4 交付申請書類の提出

（1）問い合わせ・提出先

ア 県内市町

愛媛県自転車新文化推進協会（愛媛県自転車新文化推進課）に郵送又は持参にて提出すること。

〒790-8570 松山市一番町 4-4-2

TEL 089-912-2234 FAX 089-912-2256

MAIL jitenshashinbunka@pref.ehime.lg.jp

イ 県内に本社又は事業所を有する法人

所在地を管轄する別表の市町自転車施策関係部署宛に郵送又は持参にて提出すること。

（2）提出書類

令和7年度 E-マウンテンバイク導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）及びその関係書類

別表

市町名	担当部署	住所	電話番号
松山市	都市・交通計画課	〒790-8571 松山市二番町四丁目 7-2	089-948-6836
今治市	サイクルシティ推進課	〒794-8511 今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1	0898-36-1547
宇和島市	商工観光課 観光係	〒798-8601 宇和島市曙町 1 番地	0895-49-7023
八幡浜市	商工観光課	〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目 1 番 1 号	0894-22-3101
新居浜市	総合政策課	〒792-0025 新居浜市一宮町1丁目5-1	0897-65-1210
西条市	観光振興課	〒793-8601 西条市明屋敷 164 番地	0897-52-1690
大洲市	観光まちづくり課	〒795-8601 大洲市大洲690番地の1	0893-24-1717
伊予市	商工観光課	〒799-3113 伊予市米湊 820 番地	089-982-1120
四国中央市	観光交通課 交通政策室	〒799-0111 四国中央市金生町下分 865 番地	0896-28-6187
西予市	経済振興課	〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1	0894-62-6408
東温市	地域活力創出課	〒791-0292 東温市見奈良 530 番地 1	089-964-4414
上島町	観光戦略課 サイクルツーリズム係	〒794-2506 越智郡上島町弓削下弓削 1037-2	0897-77-2252
久万高原町	まちづくり戦略課 観光振興係	〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万 212	0892-21-1116
松前町	財政課	〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井 631 番地	089-985-4103
砥部町	商工観光課	〒791-2195 伊予郡砥部町宮内 1392 番地	089-962-7288
内子町	町並・地域振興課	〒795-0392 喜多郡内子町平岡甲 168 番地	0893-44-2118
伊方町	観光商工課 観光商工係	〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1	0894-38-2657
松野町	ふるさと創生課	〒798-2192 北宇和郡松野町大字松丸 343 番地	0895-42-1116
鬼北町	企画振興課 地域活力創出係	〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字近永 800 番地 1	0895-45-1111
愛南町	商工観光課	〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地	0895-72-7315